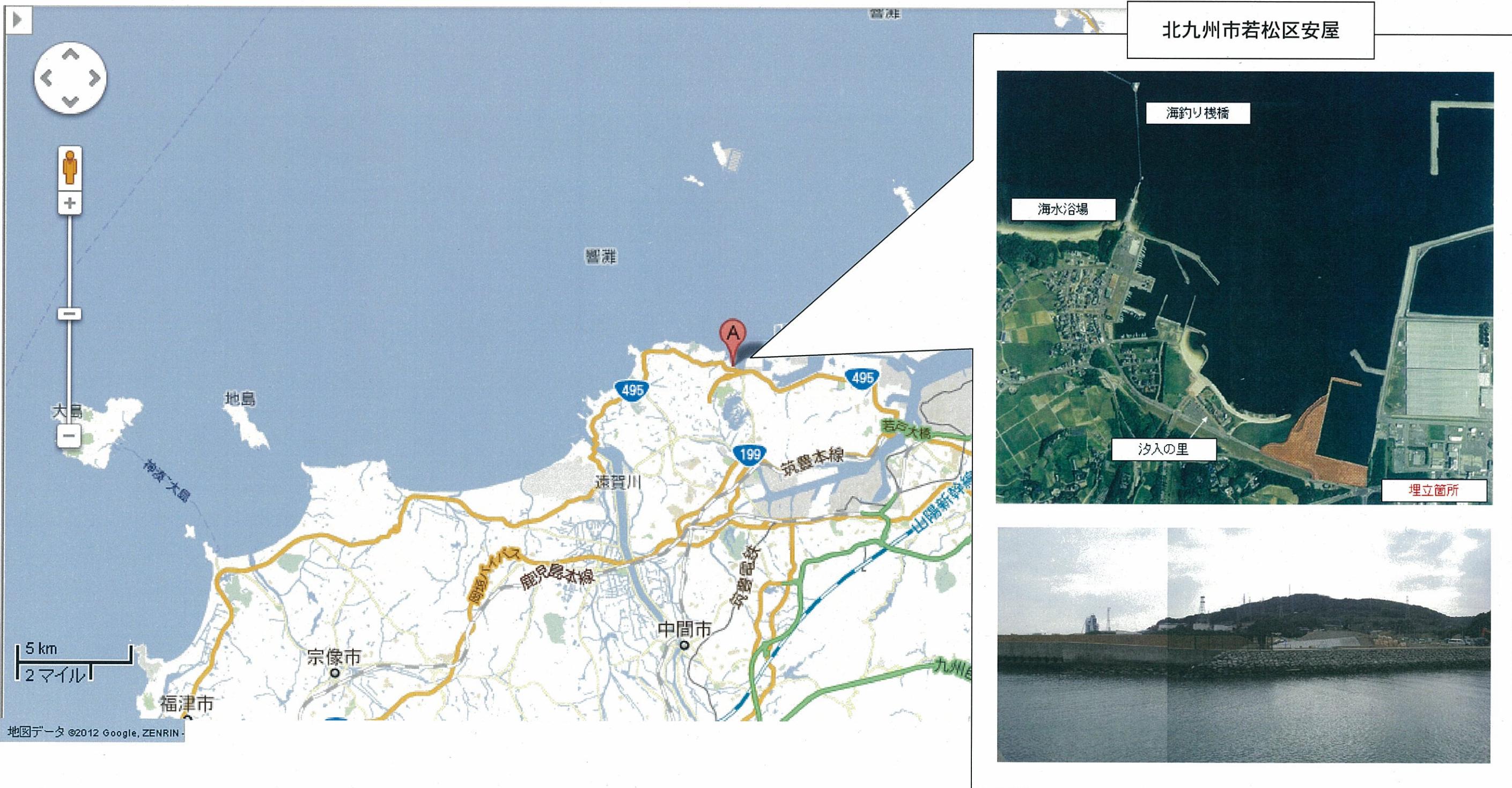


平成23年度 福岡県土地利用基本計画の変更（案）について

（説明資料）

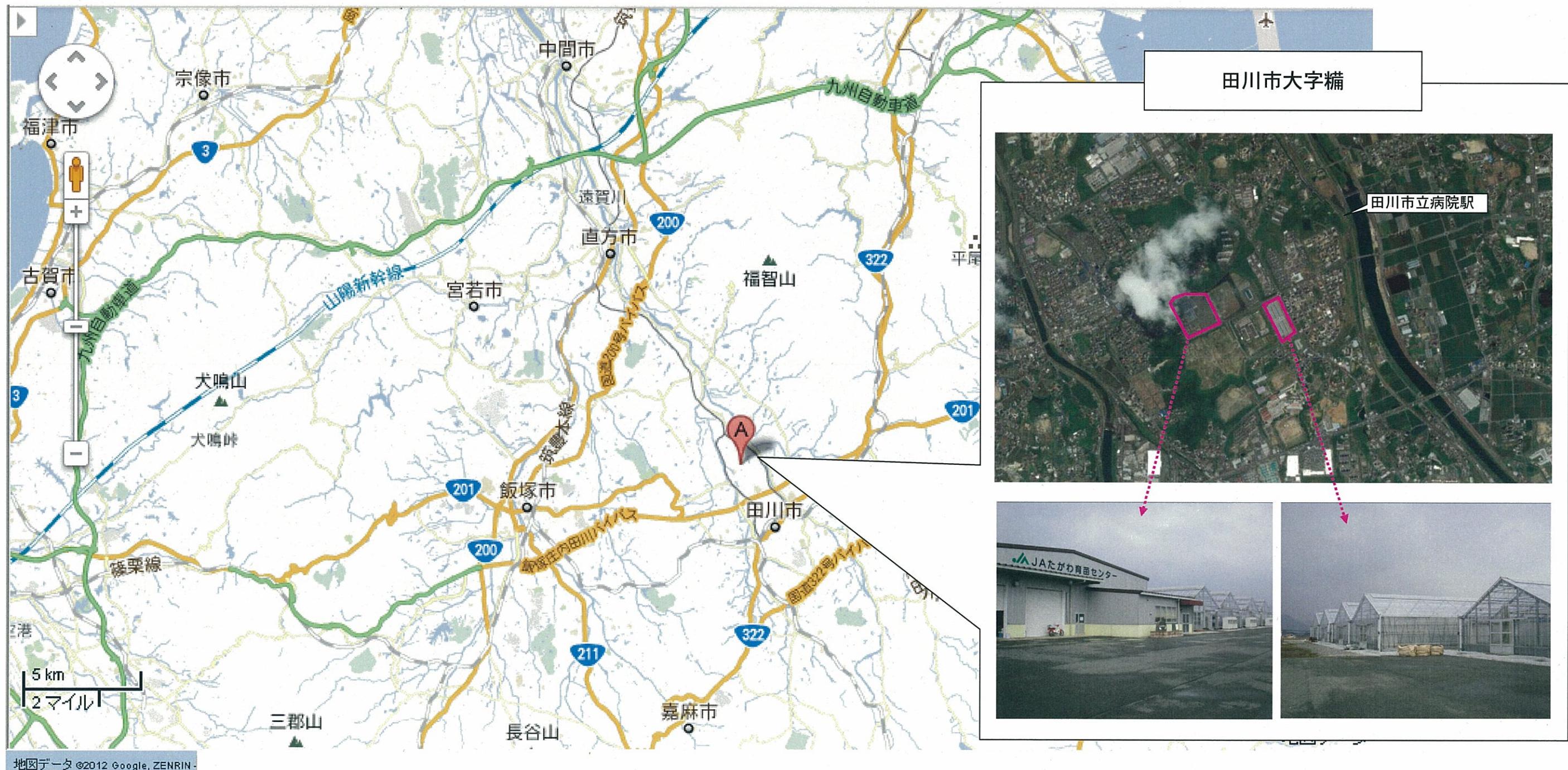
整理番号	変更地域名	変更部分面積 (ha)	変更部分の重複状況等		個別規制法による地域・区域の変更を必要とする理由	土地利用の基本的方向	関連する個別規制法の措置(予定)
			変更前 (ha)	変更後 (ha)			
1	北九州都市地域(拡大)	4	都市	4	公有水面埋立により生じる土地であり、行政区域全体が都市計画区域であるため、現在の都市計画区域と一体の都市計画区域とする必要がある。	海洋レクリエーション拠点として、漁村と都市住民との交流を図るなど、現行の都市地域との一体的な利用を図る。	都市計画区域区分の指定済(平成24年度市街化調整区域に区分)



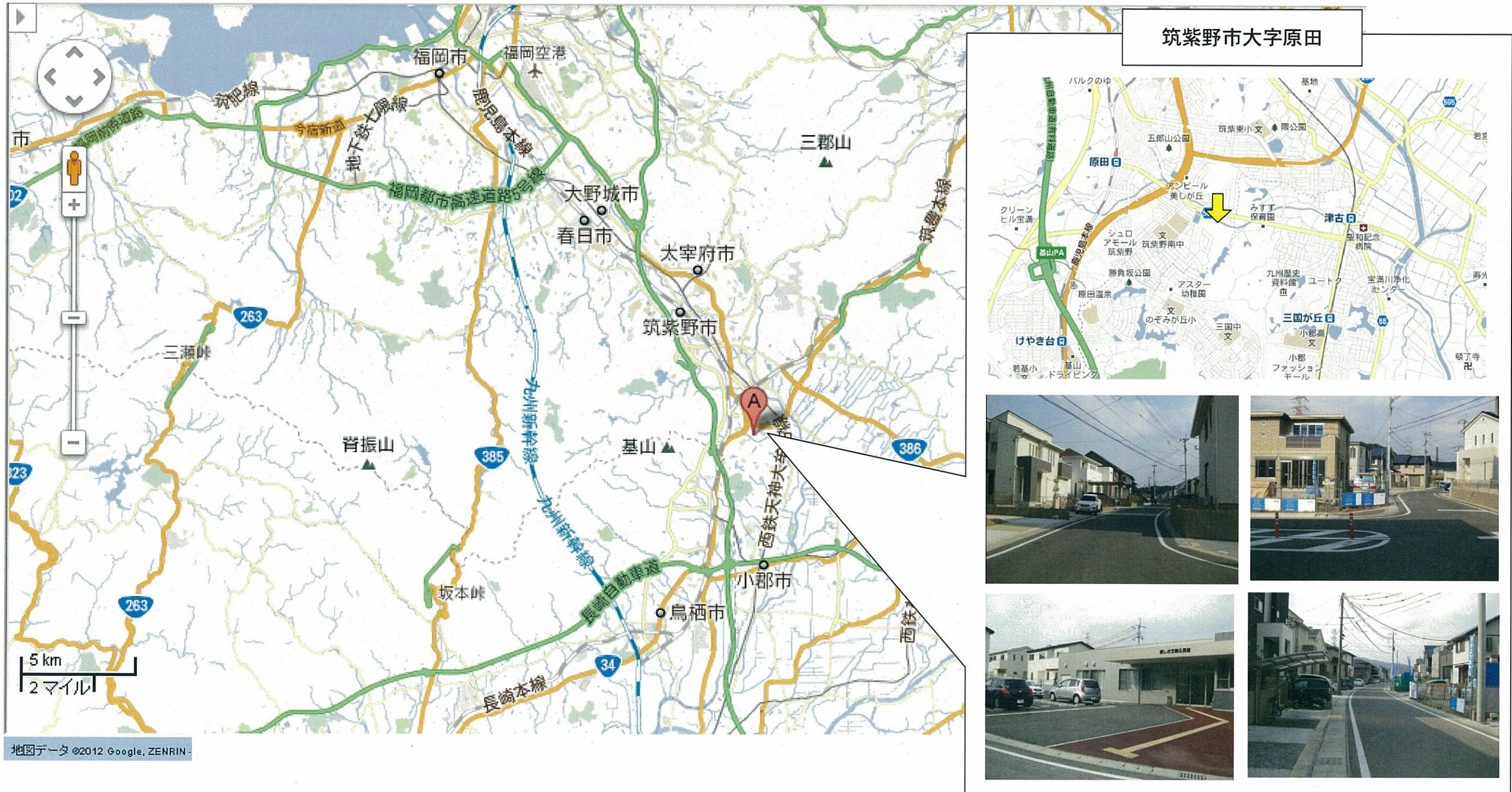
整理番号	変更地域名	変更部分面積 (ha)	変更部分の重複状況等		個別規制法による地域・区域の変更を必要とする理由	土地利用の基本的方向	関連する個別規制法の措置(予定)
			変更前 (ha)	変更後 (ha)			
2	糸島農業地域 (縮小)	20	都市農業 20	都市 20	福岡市への交通利便性向上に伴い増加する転入人口に対応するため、市街化区域を拡大し、土地区画整理事業による良好な住宅地の形成を図る必要がある。	市街化区域に隣接し、交通利便性の高い区域において、住宅地の整備を図るもので、農業的土地利用との調整の結果、都市的土地区画整理事業による良好な住宅地の形成を図る必要がある。	糸島農業振興地域の変更 (平成24年度) 都市計画区域区分の変更 (平成24年9月市街化区域編入)



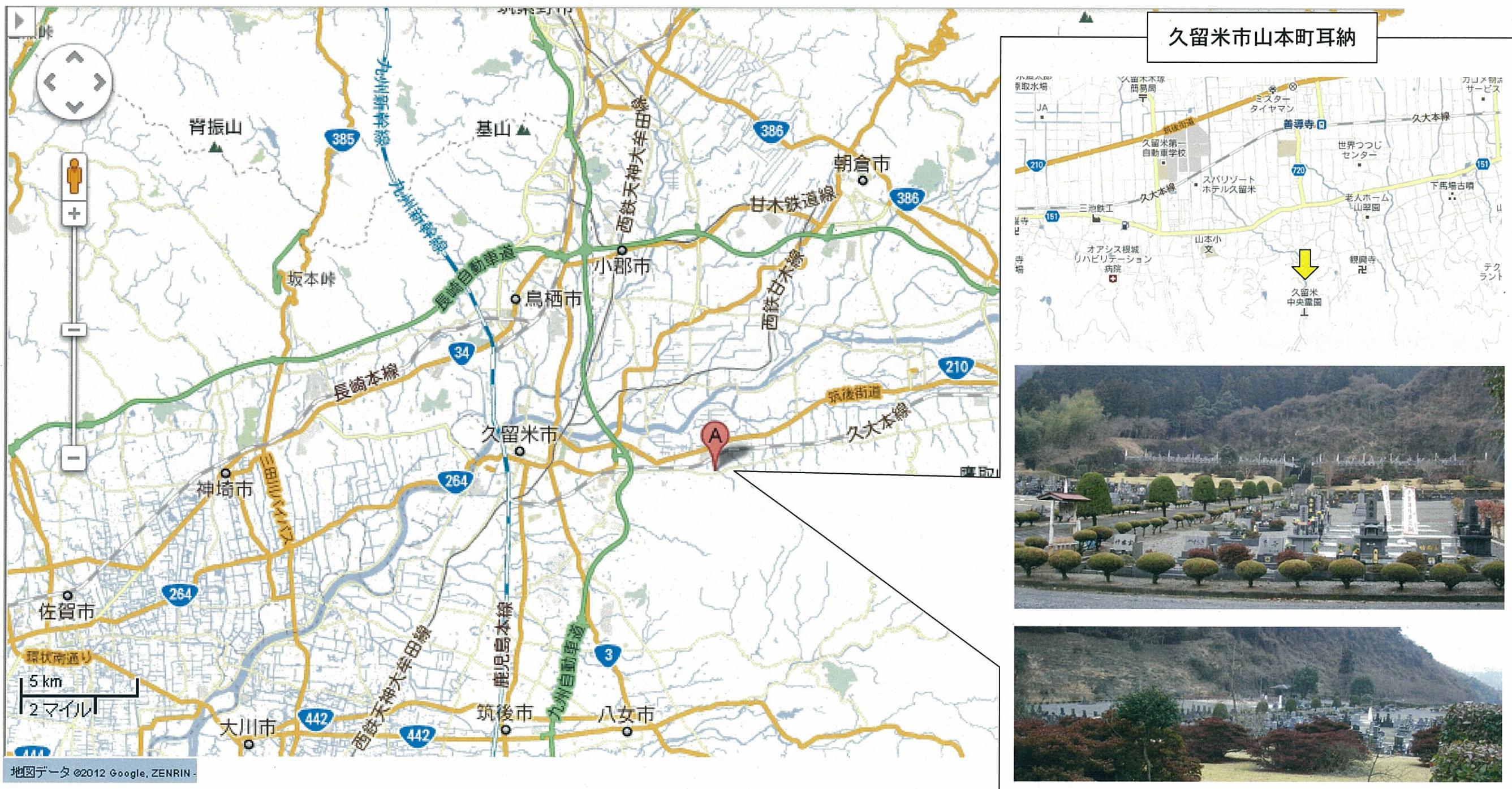
整理番号	変更地域名	変更部分面積 (ha)	変更部分の重複状況等		個別規制法による地域・区域の変更を必要とする理由	土地利用の基本的方向	関連する個別規制法の措置(予定)
			変更前 (ha)	変更後 (ha)			
3	田川農業地域 (拡大)	7	都市 7	都市 農業 7	育苗施設及び花卉栽培施設の機能を拡充し、地域の農業振興の拠点とすることを目指しており、農業振興地域内の農用地区域として設定する必要がある。	地域の農業振興に寄与すべく、現有施設の機能拡充を図るもので、都市的土地区画整理事業との調整の結果、農業的土地区画を優先する。	田川農業振興地域の変更 (平成23年度)



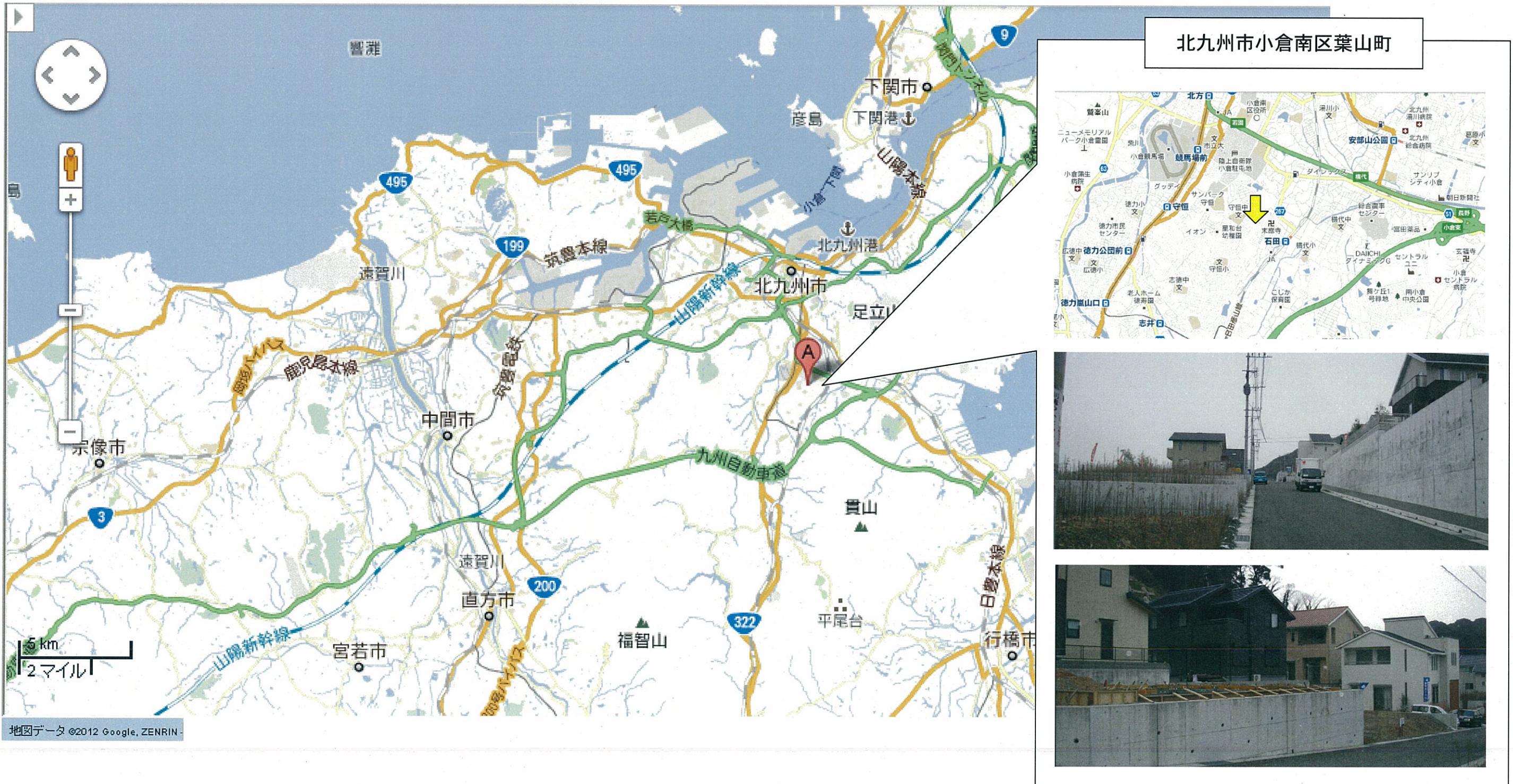
整理番号	変更地域名	変更部分面積 (ha)	変更部分の重複状況等		個別規制法による地域・区域の変更を必要とする理由	土地利用の基本的方向	関連する個別規制法の措置(予定)
			変更前 (ha)	変更後 (ha)			
4	筑紫野森林地域(縮小)	2	都市森林 2	都市 2	他用途転用（住宅団地の造成）により現況森林でなくなり、森林として利用・保全を図る必要がないため。	森林として復元される見込みがないことが確認され、今後、森林として利用すべき土地ではない。	福岡地域森林計画の発効(平成27年度)



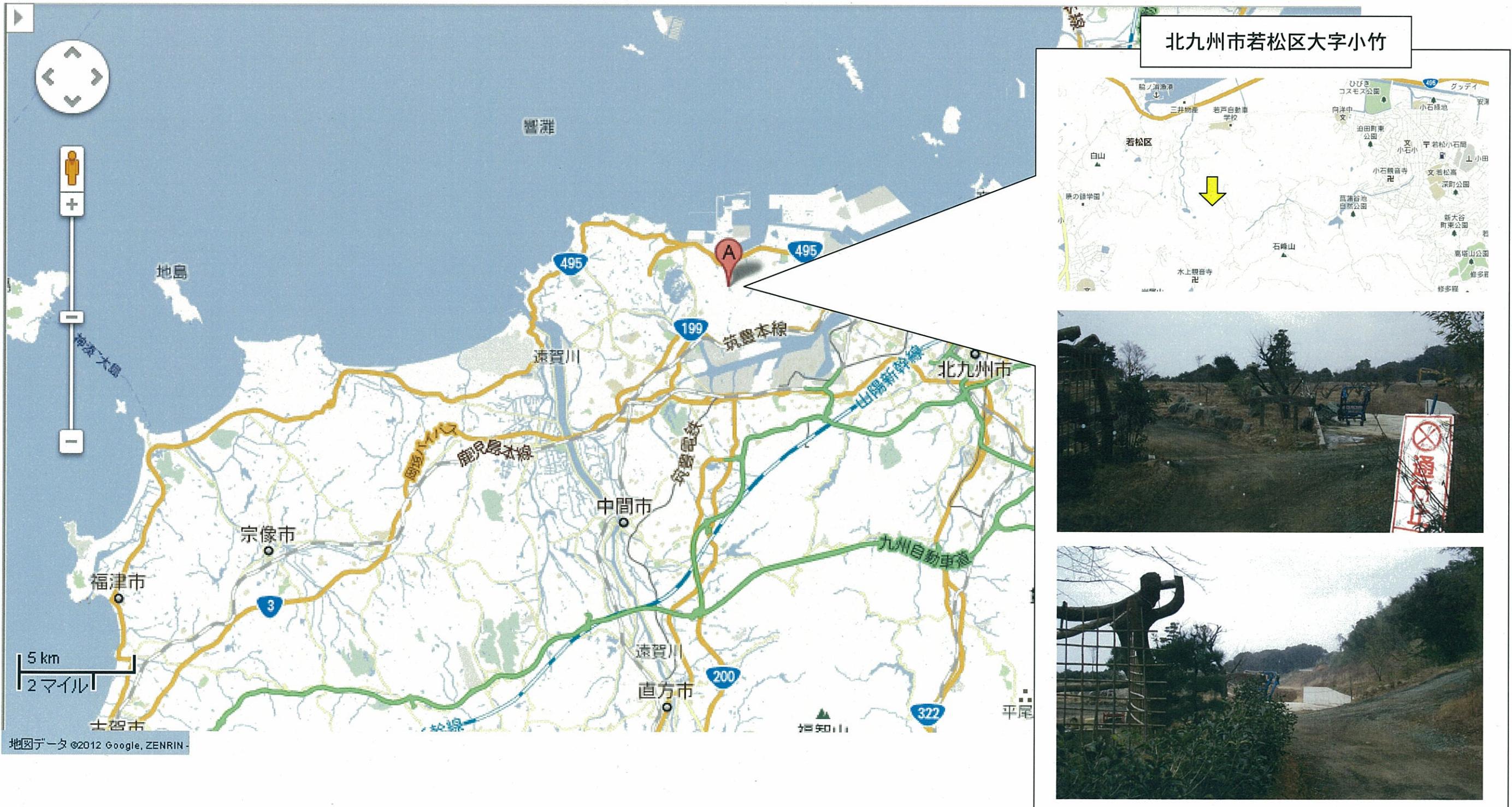
整理番号	変更地域名	変更部分面積 (ha)	変更部分の重複状況等		個別規制法による地域・区域の変更を必要とする理由	土地利用の基本的方向	関連する個別規制法の措置(予定)
			変更前 (ha)	変更後 (ha)			
5	久留米森林地域 (縮小)	2	都市農業森林 2 2 2	都市農業 2 2 2	他用途転用（靈園用地の造成）により現況森林でなくなり、森林として利用・保全を図る必要がないため。	森林として復元される見込みがないことが確認され、今後、森林として利用すべき土地ではない。	筑後・矢部川地域森林計画の発効 (平成26年度)



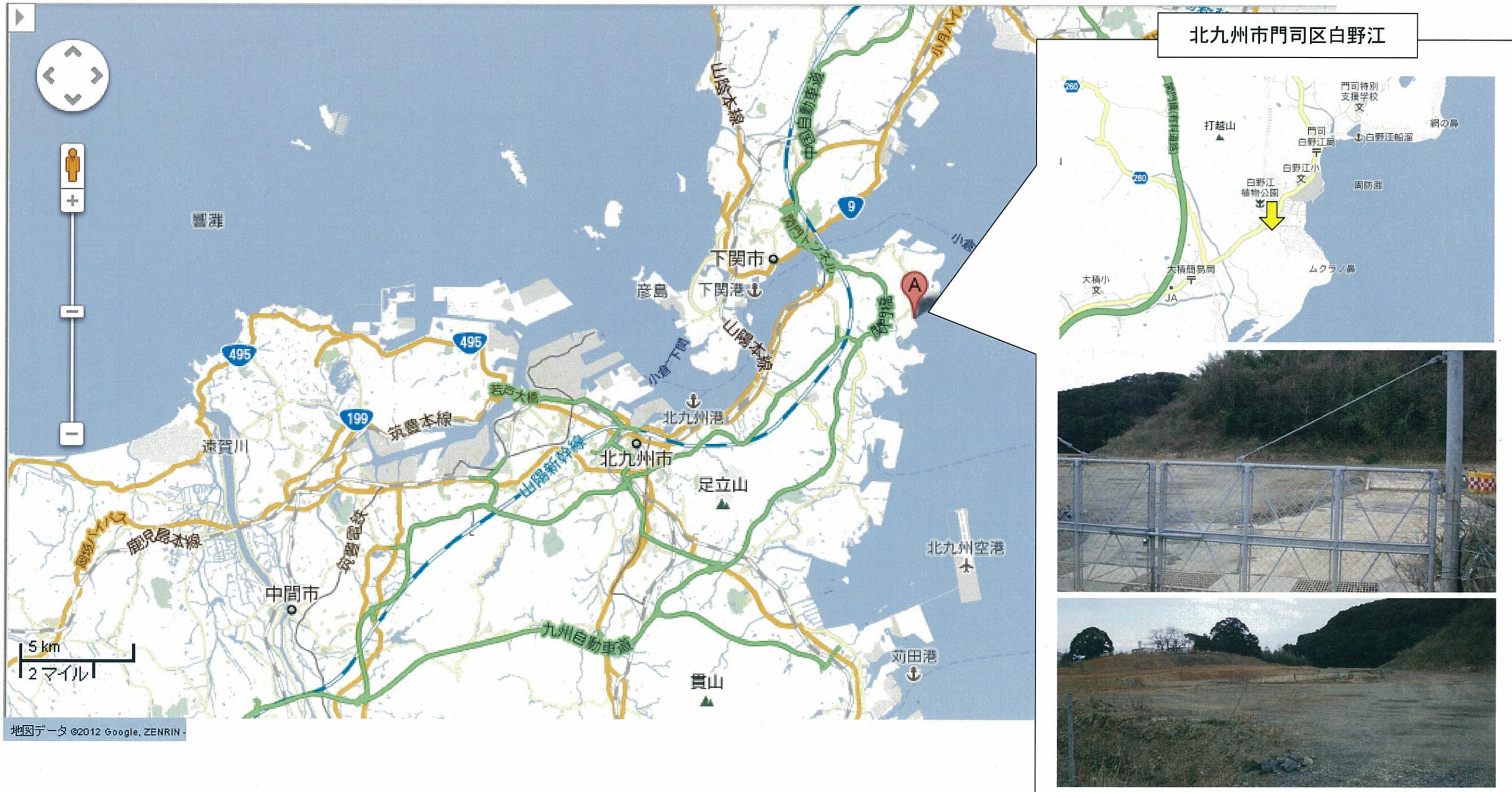
整理番号	変更地域名	変更部分面積 (ha)	変更部分の重複状況等		個別規制法による地域・区域の変更を必要とする理由	土地利用の基本的方向	関連する個別規制法の措置(予定)
			変更前 (ha)	変更後 (ha)			
6	北九州森林地域(縮小)	2	都市森林 2	都市 2	他用途転用（住宅団地の造成）により現況森林でなくなり、森林として利用・保全を図る必要がないため。	森林として復元される見込みがないことが確認され、今後、森林として利用すべき土地ではない。	遠賀川地域森林計画の発効(平成24年度)



整理番号	変更地域名	変更部分面積 (ha)	変更部分の重複状況等		個別規制法による地域・区域の変更を必要とする理由	土地利用の基本的方向	関連する個別規制法の措置(予定)
			変更前 (ha)	変更後 (ha)			
7	北九州森林地域(縮小)	3	都市森林 3	都市 3	他用途転用（牧草地の造成）により現況森林でなくなり、森林として利用・保全を図る必要がないため。	森林として復元される見込みがないことが確認され、今後、森林として利用すべき土地ではない。	遠賀川地域森林計画の発効(平成24年度)



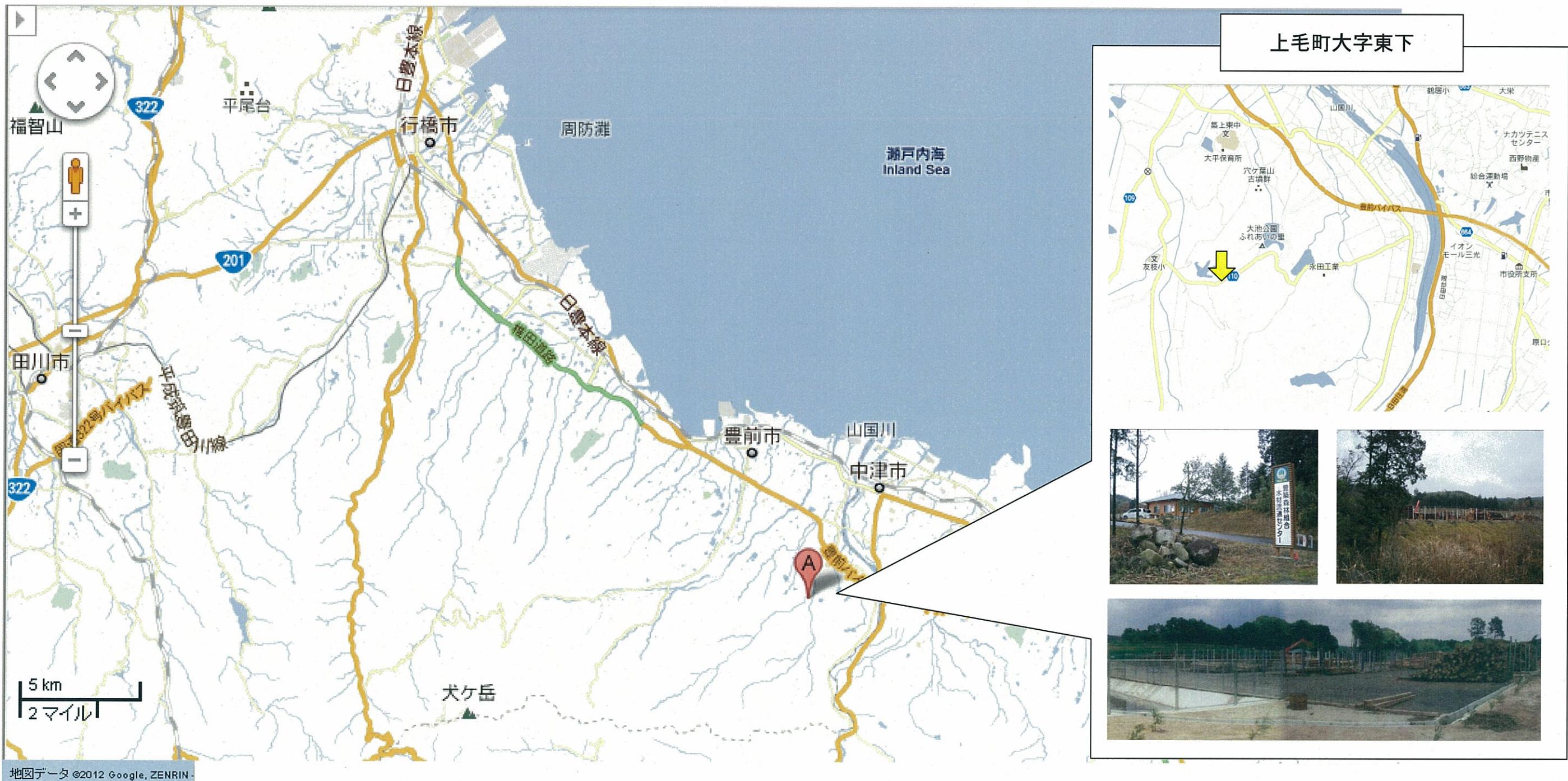
整理番号	変更地域名	変更部分面積 (ha)	変更部分の重複状況等		個別規制法による地域・区域の変更を必要とする理由	土地利用の基本的方向	関連する個別規制法の措置(予定)
			変更前 (ha)	変更後 (ha)			
8	北九州森林地域(縮小)	2	都市森林 2	都市 2	他用途転用（土石等の採掘及び事業場用地（資材置き場）の造成）により現況森林でなくなり、森林として利用・保全を図る必要がないため。	森林として復元される見込みがないことが確認され、今後、森林として利用すべき土地ではない。	遠賀川地域森林計画の発効(平成24年度)



整理番号	変更地域名	変更部分面積 (ha)	変更部分の重複状況等		個別規制法による地域・区域の変更を必要とする理由	土地利用の基本的方向	関連する個別規制法の措置(予定)
			変更前 (ha)	変更後 (ha)			
9	岡垣森林地域(縮小)	2	都市農業森林 2	都市農業 2	他用途転用（土石等の採掘及び事業場用地の造成）により現況森林でなくなり、森林として利用・保全を図る必要がないため。	森林として復元される見込みがないことが確認され、今後、森林として利用すべき土地ではない。	遠賀川地域森林計画の発効(平成29年度)



整理番号	変更地域名	変更部分面積 (ha)	変更部分の重複状況等		個別規制法による地域・区域の変更を必要とする理由	土地利用の基本的方向	関連する個別規制法の措置(予定)
			変更前 (ha)	変更後 (ha)			
10	上毛森林地域(縮小)	1	農業森林	1	他用途転用（土石等の採掘及び事業場用地（貯木場）の造成）により現況森林でなくなり、森林として利用・保全を図る必要がないため。	森林として復元される見込みがないことが確認され、今後、森林として利用すべき土地ではない。	遠賀川地域森林計画の発効(平成24年度)



農業振興地域  
(県指定)

今後概ね10年以上にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域  
農用地等として利用すべき相当規模の土地があること  
農業経営の近代化が図られる見込みが確実であること  
土地の農業上の利用の高度化を図ることが相当と認められること

縮小事由 → 農業振興地域の変更



農業振興地域整備計画  
(市町村計画)



農用地区域の変更（除外）

農用地等以外にすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替すべき土地がない  
農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがない  
効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがない  
土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがない  
土地改良事業等完了後8年を経過している

土地利用基本計画の変更

拡大事由 → 農業振興地域の変更



農業振興地域整備計画  
(市町村計画)



農用地区域の変更（設定）

集団的農用地  
土地改良事業等の対象地  
農道、用排水路等の土地改良施設用地  
農業用施設用地  
その他農業上の利用を確保することが必要な土地

地域森林計画  
対象民有林  
(県計画)

林地開発許可申請 → 許可



災害を発生させるおそれがない  
水害を発生させるおそれがない  
水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがない  
環境を著しく悪化させるおそれがない

許可 → 完了確認 → 地域森林計画の策定  
・開発中止、復旧等の命令  
・開発区域の変更  
これらの可能性により、完了確認までは  
計画対象とする森林の区域が確定しない

土地利用基本計画の変更